

岩手県議会議長 佐々木順一 様

2019年6月10日

日本共産党県議団

齊藤 信

高田 一郎

千田美津子

## 県議会棟の敷地内禁煙の実施を求める申し入れ

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）の施行により、行政機関は敷地内禁煙とされたことに加え、地方公共団体はその責務として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされました。岩手県はこれを受けて、5月に「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」を全面改正し、7月1日から県庁舎をはじめとする県立施設の敷地内禁煙を実施することとしました。

しかし、健康増進法では、国会や議会棟を対象除外とし、県の「対策指針」でも県議会棟を対象除外としています。本来、受動喫煙防止法の取り組みの先頭に立つべき国会議員や地方議会議員の施設を対象除外とすることは自らを「特権的立場」に置くものであり、法の欠陥というべき問題です。県庁舎の敷地内禁煙の実施と合わせて、議会棟も敷地内禁煙とすべきです。

県議会は、「岩手県議会基本条例」（平成20年12月12日）では、前文で「県民参加のもとで地方議会を成熟させていくとともに、議会改革に継続的に取り組み、県民の負託にこたえる議会の在り方を不断に追及していく」としています。政策的議員提案条例として「岩手県がん対策推進条例」（平成26年3月25日議決）を制定しました。条例の第2章、「がん対策の推進に関する基本的施策」として、第10条（2）では、「学校、病院、官公庁その他公共性の高い施設における受動喫煙の防止」が明記されています。自ら制定した条例の立場からも、受動喫煙防止の先頭に県議会が立って取り組むべきです。

全国の都道府県議会では、敷地内全面禁煙としているのが秋田県、大阪府の2府県、敷地内禁煙（敷地内に喫煙専用場所あり）が3県、建物内禁煙が山形県など11都県となっています（岩手県議会調べ）。

こうした立場から、県議会として早急に必要な検討・協議を行い、県議会棟の敷地内禁煙の措置を講じられるよう申し入れます。

以 上